

- 2面 中小企業の方へ～商工業緊急資金融資を拡充しました
3面 介護予防体操の愛称が決定
4面 NPO活動資金助成事業
5面 みんなでつくろう！認知症になつても安心して暮らせるまち
7面 無料健康診査（3月分）
8面 特集「区民プロデュース！イキイキまちづくり②」

広報 しんじゅく



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課（毎月5・15・25日発行）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/
携帯電話版 http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html



携帯電話用
二次元コード

平成21年(2009年)
2・5

第1913号

税理士による所得税・消費税無料申告相談 ～小規模納税者の方等が対象～

日程	会場
2月9日(月)・10日(火) 12日(木)	新宿消費生活センター (高田馬場4-10-2)
2月10日(火)・12日(木) 13日(金)	落合第一地域センター (下落合4-6-7)
※3センター共通 2月16日(月)・17日(火) 3月2日(月)・3日(火)	牛込簗崎地域センター(簗崎町15) 榎町地域センター(早稲田町85) 若松地域センター(若松町12-6)
2月16日(月)～18日(水)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月18日(火)～20日(木)	大久保地域センター(大久保2-12-7)
2月24日(火)～3月2日(月) (土・日曜日を除く)	区役所第1分庁舎1階口ビー (歌舞伎町1-5-1)

- 時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時
- お車での来場はご遠慮ください。
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。

【日時・会場】左表のとおり
【主催】東京税理士会四谷・新宿
支部
【申告・納税は3月31日(火)まで】
平成20年分の申告書の提出が必
要な方は、①18年分の課税売上高が
1千万円を超える方、②課税事業者
を選択した方です。

▼税理士による所得税・消費税の
無料申告相談
●小規模納税者の方等が対象
【問合せ】東京税理士会四谷・新宿
支部
【申告・納税は3月31日(火)まで】
平成20年分の申告書の提出が必
要な方は、①18年分の課税売上高が
1千万円を超える方、②課税事業者
を選択した方です。

▼税理士による所得税・消費税の
無料申告相談
●小規模納税者の方等が対象
【問合せ】東京税理士会四谷・新宿
支部
【申告・納税は3月31日(火)まで】
平成20年分の申告書の提出が必
要な方は、①18年分の課税売上高が
1千万円を超える方、②課税事業者
を選択した方です。

所得税・個人事業税の相談・申告は受け付けています
●サラリーマンの方の所得税還付申告は受け付けています

税の申告はお早めに

所得税・個人事業税・住民税



平成20年中にお支
払いいただいた
「社会保険料額」の
確認について

申告に必要です
「国民健康保険料」「長寿
（後期高齢者）医療保険料」「
介護保険料」は、お支払
いたいた全額が住民税や
所得税の社会保険料控除の
対象です。
お支払いいただいた額
は、次の方法でご確認いただ
けます。
※平成20年中にお支払い
法が変わった方は、それぞれ
の支払額の合計金額になり
ます。

20年中に住民税（特別区民
税・都民税）の申告をした方
等には、2月6日(金)に21年度
の申告書をお送りします。申
告が必要な方は、受付期間内
に申告してください。

【受付日時】2月9日(月)
3月16日(月)午前8時30分～
午後5時(土・日曜日、祝日)
申告を受け付けます
【受付日時】2月28日(火)午前
9時～午後5時。「21年度の
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

【天引き】で支払った方
社会保険庁等から1月
にお送りした「公的年金等の
源泉徴収票」に、平成20年中
にお支払いいただいた国民
健康保険料・長寿（後期高齢
者）医療保険料・介護保険料
を合計した金額が記載され
ます。

21年度住民税の主な変更点

寄附金税制の拡充

20年1月1日以降に支
払った寄附金が対象です。
◆控除（基本控除）の見直し
◆寄附金控除の手続き

【対象となる年金】老齢基礎
年金・老齢厚生年金・退職共済
年金ほか
【実施時期】21年10月以降に
支払われる年金から
等を受給し、住民税を課税さ
れている方

※次のいずれかに当てはまる
方等は、公的年金等からの徵
収の対象になります。(1)老
齢基礎年金等の年額が18万円
未満、(2)新宿区の介護保険料
が年金から引落されていない、
(3)引落しの対象となる税額
が、老齢基礎年金等の年額を
超える

（天引き）で支払った方 社会保険庁等から1月 にお送りした「公的年金等の 源泉徴収票」に、平成20年中 にお支払いいただいた国民 健康保険料・長寿（後期高齢 者）医療保険料・介護保険料 を合計した金額が記載され ます。

年金からの引き落し

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。

【受付窓口・問合せ】区税務
課課税第一係・第二係(本庁舎
6階) ☎(5273)4107～4108へ。

申告

のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間
通用口（建物裏側地下1階）を

ご利用ください。